

## 防衛省職員（非常勤隊員）募集案内

自衛隊千葉地方協力本部では、下記のとおり非常勤隊員を募集します。

### 記

- 1 採用予定期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日
- 2 採用人員数  
8名
- 3 採用業務等

採用業務	採用先及び勤務地 (所在地)	採用人員	職務内容
募集業務	以下の勤務地のいずれかになります。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋出張所 (船橋市前原西 2-21-6 東関東ビル6F)</li> <li>・柏募集案内所 (柏市柏 3-7-2 椎名ビル3F)</li> <li>・千葉募集案内所 (千葉市中央区富士見 2-22 -2 千葉中央駅前ビル2F)</li> <li>・木更津地域事務所 (木更津市東中央 1-1-2 池田ビル3F)</li> </ul>	4名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎自衛官等募集・採用に関する業務の補助</li> <li>○募集統計資料の作成及び整理</li> <li>○各種募集広報活動に関する業務</li> </ul>
広報業務	本部募集課 (千葉市稲毛区轟町 1-1-17)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎千葉地方協力本部HPの編集、動画作成、SNSコンテンツ作成・投稿の補助</li> <li>○自衛官等募集・採用に関する業務の補助</li> <li>○各種募集広報活動に関する業務</li> </ul>

採用業務	採用先及び勤務地 (所在地)	採用人員	職務内容
援護業務	本部援護課 (千葉市稲毛区轟町 1-1-17)	4名程度	◎就職援護に関する業務の補助 ○(一財)自衛隊援護協会に対する求人・求職情報の取次ぎ業務 ○各種情報及びデータの入力・集計等管理業務 ○各種統計資料・会議等資料の作成及び整理
	援護課 習志野駐屯地援護室 (船橋市薬円台 3-20-1)		◎就職援護に関する業務の補助 ○(一財)自衛隊援護協会に対する求人・求職情報の取次ぎ業務 ○企業等に対する広報及び求人情報の収集・整理・保管業務 ○就職希望隊員に対する就職相談及び求人情報の提供業務 ○部隊が行う求職手続、進路相談、面接指導等の業務
	援護課 木更津駐屯地援護室 (木更津市吾妻地先)		
予備自衛官等業務	本部援護課 (千葉市稲毛区轟町 1-1-17)		◎予備自衛官等に関する業務の補助 ○予備自衛官等の管理業務 ○各種情報及びデータの入力・集計等管理業務 ○各種統計資料・会議等資料の作成及び整理
全職種共通			○文書管理業務 ○自衛官採用試験業務の支援 ○来訪又は電話による各種問い合わせへの対応 ○課・事務所内の庶務業務 ○その他、課長等が特に命じた業務

#### 4 応募資格

##### (1) 必要な技能・資格等

ア パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）による資料作成及びデータ集計作業ができること。

イ 募集業務においては、自衛官募集に必要な知識及び経験又はこれと同等の知識・経験を有すること。

また、広報業務については、ホームページの編集、YouTube 等における動画作成、SNS コンテンツ作成・投稿に関する操作ができること。

ウ 口述試験の際に、パソコン操作技術について確認させていただきます。

- エ 援護業務においては、自衛官の再就職の支援に必要な知識及び経験又はこれと同等の知識・経験を有すること。
- オ 予備自衛官等業務においては、予備自衛官等の制度に関する知識を有すること。
- カ 普通自動車免許
- (2) 次のいずれかに該当する者は、この試験を受験することはできません。
- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5 試験日、試験場所等

採用職種 (勤務地)	募集業務 (船橋・柏・千葉・木更津)、広報業務 (本部募集課) 援護業務 (本部援護課・習志野・木更津) 予備自衛官等業務 (本部援護課)
試験日	別途連絡 (令和4年2月上旬～中旬) 注：試験日時については、指定はできません。
試験場所	自衛隊千葉地方協力本部 (千葉市稲毛区轟町1-1-17)
試験種目	口述試験 (口述試験の内容は、評価の公平・公正を保つため音声を録音させていただく場合がありますので予めご了承ください。)

## 6 応募要領

- (1) 申込(請求)先  
〒263-0021 千葉県千葉市稲毛区轟町1-1-17  
自衛隊千葉地方協力本部総務課人事班 担当：世利(せり)、川崎  
電話番号：043-251-7151～7152
- (2) 提出書類
- ア 非常勤隊員応募票：2部(規格A列4番、直筆、写真貼付)  
※1 写真は6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きで縦4cm×横3cmのもの。  
※2 学歴及び職歴は採用後の初任給を決定する際の参考としますので正確に記入して下さい。
- イ 卒業証明書等：1部(最終学歴のみとし、義務教育分は除く。)
- ウ 返信用封筒：1部(本人の宛先明記の角型2号、120円切手貼付)
- (3) 受付期間  
令和4年1月13日(木)～同年1月27日(木)  
※1 郵送による申込みについては1月27日(木)必着とします。  
※2 提出書類を持参する場合については、受付時間は午前9時00分から午後5時まで(土・日を除く。)とします。  
※3 応募者が多数となる場合は、繰り上げて締め切らせていただく場合があります。

- (4) 書類選考後、「選考採用試験通知書（受験票に代わる書面です。）」を郵送します。  
※ 2月4日(金)までに到着しない場合は、速やかにお問い合わせ下さい。

## 7 合格者の発表

採用予定日の10日前頃までに受験者全員に文書で合否を通知します。  
(電話による問い合わせには応じられません。)

## 8 採用後の処遇等

### (1) 賃金等

#### ア 日額

7,385円～12,500円(学歴及び職歴により決定されます。)

#### イ 諸手当

##### (ア) 通勤手当

公共交通機関使用者の上限 月額24,500円

交通用具使用者の上限 月額31,600円

##### (イ) 地域手当

本部・千葉募集案内所(日額の15%)、  
船橋出張所・習志野駐屯地援護室(日額の12%)、  
柏募集案内所(日額の6%)、木更津地域事務所(日額の3%)

##### (ウ) 超過勤務手当

予算の範囲内で実態に応じて支給されます。

##### (エ) 期末手当

予算の範囲内で支給されます。

##### (オ) 退職手当

支給要件を満たす場合、勤務状況により支給されます。

#### ウ 保険等

採用期間中は、健康保険、厚生年金、雇用保険の対象となります。勤務状況により共済組合員資格が発生します。

## 9 勤務時間等

### (1) 勤務時間等

ア 勤務時間は、原則として1日7時間45分です。

イ 勤務日数は、1月当たり19日程度です。(状況で変動する場合があります。)

### (2) 休暇

休日は、土曜日、日曜日及び祝日、ただし、各種広報や自衛官等採用試験業務などにより休日に出勤する場合があります。

※ 一定の期間を勤務した場合に年次休暇(有給休暇)が付与されます。

## 10 その他

- (1) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。
- (2) 採用後は、陸上自衛隊に勤務する非常勤隊員として勤務します。
- (3) 人事管理については、防衛省の方針によります。

- (4) ご不明な点がありましたら、上記の応募申込(請求)先までお問い合わせ下さい。  
(土・日曜日を除く、午前9時00分から午後5時)
- (5) 提出された応募書類は返却致しませんので予めご承知おきください。なお、提出された書類等は厳重に管理し、本件採用活動以外には利用しません。



職 歴：勤務先	部 ・ 課 名	職 務 内 容	在 職 期 間
			年 月から 年 月まで
資格免許等（取得年月）			
<p data-bbox="309 858 1727 887">私は、次の各号のいずれにも該当しておりません。また、この応募票の全ての記載事項は事実に相違ありません。</p> <p data-bbox="241 916 618 944">(1) 日本の国籍を有しない者</p> <p data-bbox="241 979 1234 1008">(2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="282 1034 1532 1062">○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li data-bbox="282 1082 1335 1110">○ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</li> <li data-bbox="282 1129 1868 1158">○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li> </ul> <p data-bbox="752 1267 1464 1295" style="text-align: center;">令和      年      月      日      氏 名（自署）</p>			

(お知らせ)

令和4年1月13日  
自衛隊千葉地方協力本部

## 防衛省職員（非常勤隊員）採用試験における新型コロナウイルス感染症対策について

防衛省職員（非常勤隊員）採用試験を受験される方は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下の感染防止策に御協力くださるようお願いいたします。

### 1 飛沫感染の防止について

- 面接時も含め、常時マスクを着用して下さい。
- 飛沫の飛散を防止するため、面接試験以外においては極力会話を慎んで下さい。
- 試験会場の換気を適宜行いますので、体温調整のしやすい服装でお越し下さい。
- 集合時間は他の受験者と時間差を設けますので、指定された時間に集合して下さい。

### 2 接触感染防止について

- 試験会場入り口、待機室に消毒液を設けますので手指の消毒をお願いします。

### 3 受験をお控え頂きたい方について

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、試験日当日の受験を控えてください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症のPCR検査等により陽性の判定を受けて、試験日当日はまだ療養が終了していない方
- (2) 保健所により、感染者の「濃厚接触者」と判断され自宅待機を指示されており、試験日当日はまだ解除されていない方
- (3) 海外（全ての国・地域が対象）から帰国・入国された方で、試験日当日、帰国・入国の次の日から起算して14日間経過していない方

### 4 体調不良の方について

試験当日、受付にて体温を計測しますので、発熱が認められた方については受験をご遠慮していただく場合があります。なお、これを理由とした方に対する再試験は予定していませんので予めご了承ください。

### 5 面接官、採用試験担当の対応について

- 面接時、飛沫感染防止のため面接官と受験者の間には一定の距離を設け、常時マスクを着用します。
- 試験会場での手指消毒を徹底します。

以上、ご不便をお掛けしますがご協力よろしく申し上げます。